

令和6年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																		
第2編 測量・調査等業務 2編 1節 測量業務 P2-1-4	<p><b>2-4 諸経費</b>                      測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p> <p><b>別表第1</b></p> <table border="1" data-bbox="477 422 1255 737"> <thead> <tr> <th>直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率または変数値</td> <td><u>91.2%</u></td> <td><u>371.23</u></td> <td><u>-0.107</u></td> <td><u>51.7%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、                      Z：諸経費率（単位：％）                      X：直接測量費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>	<p><b>2-4 諸経費</b>                      測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p> <p><b>別表第1</b></p> <table border="1" data-bbox="1665 422 2442 737"> <thead> <tr> <th>直接測量費</th> <th>50万円以下</th> <th colspan="2">50万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>率または変数値</td> <td><u>95.8%</u></td> <td><u>288.50</u></td> <td><u>-0.084</u></td> <td><u>61.4%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot X^b$ <p>ただし、                      Z：諸経費率（単位：％）                      X：直接測量費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。</p>	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>	<p>諸経費率を改定</p>
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																	
		A	b																																		
率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>																																	
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																	
		A	b																																		
率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>																																	